

広聴を踏まえた確認及び要望事項一覧表

別添資料3

| No | 要望等事項 | 対象部局等 | 回答 |
|----|--|--------------|---|
| 1 | 小・中学校で新型コロナウイルス感染者が発生した場合における保育園・幼稚園・こども園等への情報提供のルールを確認したい。 | こども育成部・教育委員会 | 本市は保健所設置市であります。感染者の情報については個人情報に該当するため、保健所が直接、他部局に通知することはありません。 児童生徒及び教員がPCR検査で陽性になった場合、保護者等から当該校に連絡があり、当該校から教育委員会に報告があります。 こども育成部は、児童が通う放課後児童クラブの開所や放課後等デイサービスの利用の可否を判断する必要があるため、教育委員会から情報を得ていますが、保育園・幼稚園・こども園等へは情報提供をしていません。 保育園等の園児及び保育士等がPCR検査で陽性となった場合の報告については、学校の場合と同様となっています。 |
| 2 | コロナ禍で利用者が減少している特別保育事業や放課後児童クラブにおいて、実績をもとに補助金が交付されるが、人的配置などはすでに行っており運営を圧迫する可能性がある。実績を根拠とした補助金交付事業において、コロナ禍における対応をどのように考えているのか、また、実績を根拠とした補助金算定の見直しが可能であるのか確認したい。 | こども育成部 | 保育所等における特別保育事業（延長保育、一時預かり）は国庫補助事業（国：1/3、県：1/3、市：1/3）として実施しています。 延長保育は利用時間及び平均利用児童数の実績により補助金額が決まることから、平均利用児童数の大幅な減少により補助金額が減少することが考えられます。 また、一時預かりは年間延べ利用児童数の実績により補助金額が決まることから、年間延べ利用児童数の大幅な減少により、補助金額が減少することが考えられます。 一方、保育所等においては、特別保育事業実施のため、利用者の有無によらず保育士を配置しています。 放課後児童クラブの補助算定については、国庫補助事業（国：1/3、県：1/3、市：1/3）で、通常分では年間の平均児童数に応じた算定となっており、児童数が減少すると補助金額の階層が1階層下がる可能性があります。 新型コロナウイルス感染症対策への対応については、特例措置分として、児童数に関わらず、午前中から開設するための人材確保等に要する経費と利用料の返却に係る経費は国庫補助事業（国：1/3、県：1/3、市：1/3）、感染症拡大防止のための備品等を購入する経費は国庫補助事業（国：10/10）となっています。 国庫補助の算定について、国の特例措置が設けられなければ、特別保育事業、放課後児童クラブどちらの補助金も減少することが考えられます。 |
| 3 | 保育園に対して、3密を避けるために学校施設の優先的な開放を検討していただきたい。 | こども育成部・教育委員会 | 緊急事態宣言等による一斉臨時休校が再度行われた場合には、こども育成部が、学校施設の利用について保育園等の状況を確認し、必要に応じて、教育委員会と行政財産目的外使用許可等の協議を行うことになると考えています。 |
| 4 | 学校内に設置されている放課後児童クラブにおいて、児童の体調不良が発生した場合など、必要に応じて他の教室を利用できるように配慮していただきたい。 | こども育成部・教育委員会 | 放課後児童クラブにおいては、児童の体調不良が発生した場合には、保護者と連絡を取って児童を迎えに来ていただくことを原則とし、あまりにも体調が悪い場合などについては、保護者を待たず救急搬送を依頼することとしています。また、新型コロナウイルスの感染が疑われる等の場合には、放課後児童クラブと当該校との協議により緊急対応として他の教室等を提供するよう配慮します。 |
| 5 | 教育委員会、こども育成部、各学校との連絡・連携体制を強化し、一斉臨時休校の方針や休校中の学校開放など、保護者へ伝達する情報を、放課後児童クラブへもあわせて提供していただきたい。 | こども育成部・教育委員会 | 一斉臨時休校を行う場合には、教育委員会とこども育成部で情報を共有し、各学校が保護者に情報をお伝えするタイミングに合わせて、こども育成部から各放課後児童クラブに連絡する体制を構築したいと考えています。 |
| 6 | 児童の健全育成や感染拡大防止のため、放課後児童クラブ及び在校生に対して、小学校の体育館、校庭、図書室等を原則開放いただきたい。なお、開放に関しては学校側ではなく市側で調整していただきたい。また、必要に応じてセキュリティを一部解除し、トイレ等を放課後児童クラブに提供いただきたい。その際、消毒、清掃、施錠等の管理責任は放課後児童クラブが負うことを前提とする。 | こども育成部・教育委員会 | 緊急事態宣言等による一斉臨時休校が再度行われた場合には、学校内に設置されている放課後児童クラブに対しては、これまで同様、学校長の判断により施設の開放を行うことになると考えています。 なお、学校外の放課後児童クラブについては、こども育成部が学校施設の利用要望等を把握し、その必要性を検討したうえで、教育委員会と行政財産目的外使用許可やセキュリティ等の協議を行うことになると考えています。 |
| 7 | クラスター発生の回避を目的として、医療従事者が定期的にPCR検査または抗原検査を受けるための助成制度について検討していただきたい。なお、その際、検査の方法、対象人数、定期検査の間隔を勘案し、費用もあわせて試算していただきたい。 | 健康部 | 医療従事者が感染していないことを確認するためには、その度に検査しなければ確認できません。そこで例えば、濃厚接触陰性者の行動制限期間である14日間を参考に、市内の病院12施設の事務職その他を含めた医療従事者約6,000人を対象にPCR検査を10月から3月までの26週のうち13回で試算すると、約15.4億円になります。 【内訳】6,000人×13回×@18,000×1.1＝約15.4億円 助成制度については、その必要性は認識しているものの、費用対効果の観点から今の段階では、難しいと考えています。 先日「クラスター連鎖が生じやすい集団等におけるPCR検査の実施」について、補正予算案を提出させていただきましたので、まずは、こちらの検査をしっかりと行っていききたいと考えています。 |
| 8 | 高齢者や障害者など、在宅でPCR検査を行うことができる体制づくりの検討状況について確認したい。 | 健康部 | 市内在宅医療実施医療機関のうちでPCR検査を行っているのは16医療機関です。8月20日付けで神奈川県訪問型PCR検査等実施医療機関に名乗りを上げているのは1施設ですが、在宅を含めたPCR検査実施の拡大に向けて取り組んでいるところです。 |
| 9 | 神奈川県が独自システムを採用していることにより、HER-SYSの導入が遅れているとの報道があるが、本市における進捗状況を確認したい。 | 健康部 | HER-SYSは、6月28日より運用が開始されていましたが、県のデータ移行が7月28日に終了したことを確認し、8月11日から医療機関にHER-SYSの活用を依頼しました。 横須賀PCRセンターをはじめ、3病院は活用しています。 一方、その他診療所等については、現状では保健所が入力しています。 |
| 10 | 横須賀共済病院、横須賀市立うわまち病院及び同市民病院における感染症に精通した医療従事者の確保策について、住宅支援等、市で協力できることがあるか確認したい。 | 健康部 | 市が医療従事者に対し、直接支援することは難しいと思いますが、支援制度として、医療機関に対する補助が考えられます。 過去の実績としては産科医師確保のための「病院等産科医師確保補助制度」がありました。 今後どのような支援が望ましいか、医療機関とも協議していききたいと考えます。 |
| 11 | 病院に対して診療スペースや物品保管スペース等の確保のために市有地の貸出が可能か確認したい。 | 財務部 | 行政目的や運営に支障がなければ、市有地の貸出は可能と考えます。 個別具体的な内容を示していただいたうえで、行政財産の貸出の可否を判断することになります。 |

| No | 要望等事項 | 対象部局等 | 回答 |
|----|---|-------|--|
| 12 | 生活福祉資金（緊急小口資金）の申請について郵便局、ろうきん窓口での受付も可能になったとの情報が市民に周知されていない。社会福祉協議会の事業について、どのような周知を行っているのか確認したい。 | 福祉部 | <p>本市においては4月臨時議会で予算の増額補正をご議決いただいたこと等により市社協に対し人的・物的な支援を行えたこと及び同時期に県社協が郵送申込を導入したことから、郵便局や労働金庫での受付が開始した時点では、すでに市社協だけでも申込書類の到着日に即日対応できるようになっていました。</p> <p>ご指摘の郵便局や労働金庫の窓口では、総合支援資金の借入手続きができず、失業された方や未成年の方は申し込みできないなどの制限があることから市では積極的には周知しておりませんでした。</p> <p>また、市社協では職員が生活福祉資金貸付を含む各種制度を理解していることから、緊急小口資金や総合支援資金の借入手続きに加え、福祉の各種制度をご案内することも可能です。さらに、借り入れの問い合わせがあった際に、状況を確認したうえで郵便局及び労働金庫で手続きが可能である旨を案内するなど、お問い合わせいただいた方の状況に応じた対応をとっています。</p> <p>以上のことから、市のホームページでは、生活福祉資金に関する制度等を総合的にご説明できる厚生労働省コールセンター及び本市社会福祉協議会のみを掲載したうえで、事業主体である県社協ホームページへのリンクを設けることで周知しています。</p> |
| 13 | 生活福祉資金特例貸付を延長する際に生活福祉課への事前相談が必要であるため、相談受付業務が増大することが予測されるが、現在対応可能な体制になっているのか確認したい。 | 福祉部 | <p>社会福祉協議会が、生活福祉資金特例貸付を受けた方に延長貸付の書類を送っていますが、そのうち住居確保給付金で生活福祉課へ相談のあった方については、状況をすでに確認していますので、生活福祉課への事前相談は必要ありません。</p> <p>それ以外の方は、生活福祉課へ事前相談に来ていただくこととなりますが、社会福祉協議会と定期的な情報交換を行っており、また、6月臨時会で生活困窮者自立相談支援体制整備のための補正予算をご議決いただき相談員の確保を行いますので、スムーズに相談を受け付けることができる体制をとっています。</p> |
| 14 | 事業承継に関する相談会やセミナーの開催を商工会議所と連携して実施していただきたい。 | 経済部 | <p>事業承継に関する相談会やセミナーは、横須賀市、横須賀商工会議所、金融機関、産業振興財団などで組織する「横須賀市中小企業アドバイザーネットワーク」が主体となって実施しています。</p> <p>また、市の支援策としては、事業承継に係るコンサルティング経費等の助成や、新たな取り組みとして若手後継者のマインド醸成を目的とした「アトツギベンチャー推進事業」を実施してまいります。</p> |